

香川県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月1日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第45号

香川県会計規則の一部を改正する規則

香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(代替証券による収納) 第34条 略</p> <p>(1) 持参人払式の小切手又は会計管理者若しくは指定金融機関等を受取人とする小切手で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地を<u>全国の区域内とするもの</u>であって、その提示期間内に支払のための提示をすることができるもの</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(代替証券による収納) 第34条 会計管理者、出納員又は収入取扱員は、第29条の規定による納入の通知をした収入について、納入者から次に掲げる証券（同条第3号に掲げる収入にあつては、第2号に掲げるものに限る。）でその額面金額が納付金額を超えないものの納付があつたときは、これを現金に代えて受領することができる。この場合においては、証券領収書（第10号様式）を納入者（第2号に掲げる証券で納付した者を除く。）に交付し、証券受払簿に登録の上、前条第1項後段の規定に準じて払い込まなければならない。</p> <p>(1) 持参人払式の小切手又は会計管理者若しくは指定金融機関等を受取人とする小切手で、手形交換所に加入している金融機関又は当該金融機関に手形交換を委託している金融機関を支払人とし、支払地が<u>受領者の所在地又は受領者が払い込むべき指定金融機関等の所在地</u>であつて、その提示期間内に支払のための提示をすることができるもの</p> <p>(2)・(3) 略</p>

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。